

第2期 山中湖村 子ども・子育て支援事業計画 概要版

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国立社会保障・人口問題研究所によれば、33年後の令和35年（2053年）の我が国の総人口は1億人を下回ると推計されています。総人口の減少を招いている背景には、高齢者が増加し、死亡者も増加していくにもかかわらず、子どもの出生数が伸びないことが考えられています。我が国の合計特殊出生率は、昭和42年（1967年）以降減少傾向で、平成元年（1989年）には、それまで最低水準であった丙午の年の昭和41年（1966年）の1.58を下回る1.57を記録し、平成17年（2005年）に過去最低の1.26となった後、近年、若干は上昇していますが、平成30年（2018年）の合計特殊出生率は1.42と、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っている状況が続いています。



国においては、このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、様々な施策や取り組みを実施しており、近年においては、平成24年（2012年）に、「子ども・子育て関連3法」を制定し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本村では、平成16年3月に、全国53の先行策定市町村の指定を受け、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定し、平成22年3月には、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」として見直し、さらに平成27年3月には、子ども・子育て関連3法や新制度を反映させた「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子どもたちは村の宝、家族と地域において人と人を結ぶかけがいのない存在であり、村の将来を担う子どもたちが元気に生まれ、健やかに育ち、成長していけるような安全で安心して暮らせる地域社会づくりに、継続的に取り組んできました。

この計画が、令和2年3月で第1期の計画期間が終了することから、子育てに関わる村民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、新たな課題に取り組むための『第2期 山中湖村 子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ



本計画は、子ども・子育て支援法 第61条により、策定が求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、山中湖村第5次長期総合計画や関連計画との整合を図り、効率的な計画とします。

また、法律の有効期限が平成37年3月まで延長された次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」の考え方や事業を一部踏襲し、総合的に子育て支援を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、目標年度を令和6年度とする5か年計画です。また、計画は5年を1期とされていることから、令和6年度中に第2期計画の見直しを行い、令和7年度を始期とする第3期計画の策定を予定しています。



1 基本理念

平成16年3月に、全国に先駆けて策定した「山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」にて掲げた基本理念『げんきに生まれ育つやまなかこっ子計画』は、本村における子どもの育ちや子育てを支援する上での不変的なものであるため、「第2期 山中湖村子ども・子育て支援事業計画」においても、その考え方を継承します。



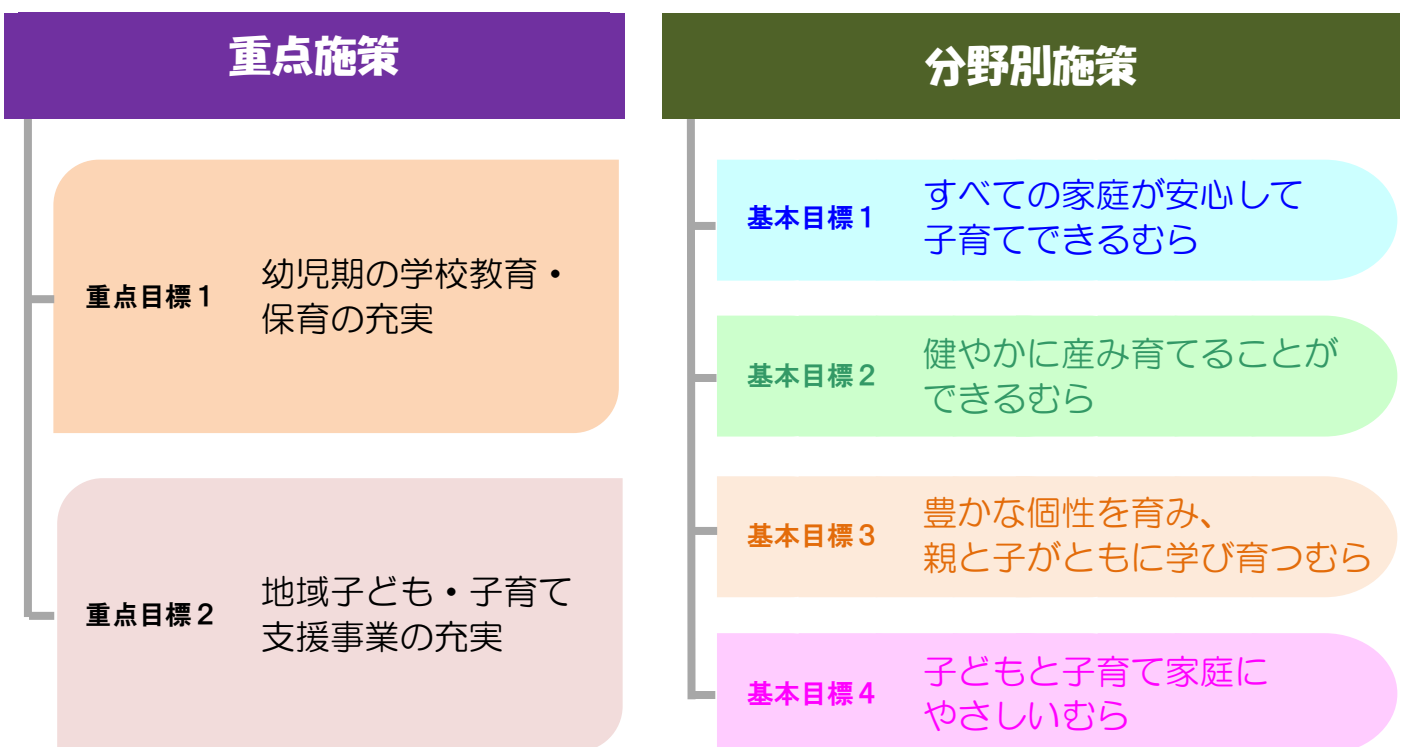
基本理念 『げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画』

本計画は、将来を担う子どもたちが健やかにげんきに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される子育て支援社会を構築していくことを目的としています。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることで、地域全体が成長していくことを目指しています。

2 施策の体系

本計画の推進にあたっては、上述の基本理念を基調として、子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を【重点施策（重点目標）】と位置づけ、さらに、次世代育成支援に関する各施策については、【分野別施策（基本目標）】として、改めて整理し直し、それぞれの施策・事業を推進していきます。



重点目標（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）

1 教育・保育提供区域の設定

第1期と同様、本村では教育・保育提供区域を、村内全域（1区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、村内全域（1区域）に設定します。



2 幼児期の学校教育・保育事業

（1）教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

1号認定の3～5歳児及び2号認定の3～5歳児のうち、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

（単位：人）	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	4	3	3	3	2	2
1号認定	/	0	0	0	0	0
2号認定（教育ニーズ）		3	3	3	2	2
確保の内容	/	0	0	0	0	0
		(3)	(3)	(3)	(2)	(2)
施設給付でない幼稚園	/	0	0	0	0	0

*（ ）は広域での対応

（2）保育事業【2号認定（保育）】

2号認定の3～5歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

（単位：人）	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	129	111	120	106	99	92
確保の内容	/	138	138	138	138	138
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

（3）3号認定＜0～2歳＞

3号認定の0～2歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

（単位：人）	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	63	60	57	55	52	50
0歳児	10	13	13	12	11	12
1・2歳児	53	47	44	43	41	38
確保の内容	/	62	62	62	62	62
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0



3 地域子ども・子育て支援事業



(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

(単位:人)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43	52	53	49	46	43
確保の内容		52 2箇所	53 2箇所	49 2箇所	46 2箇所	43 2箇所

(2) 放課後児童健全育成事業

(単位:人)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	44	43	47	47	48
低学年	38	23	23	25	23	24
高学年	22	21	20	22	24	24
確保の内容		60 1箇所	60 1箇所	60 1箇所	60 1箇所	60 1箇所

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

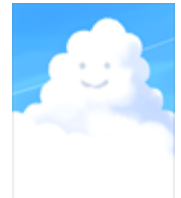
(単位:人日/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	9	9	8	8	7
確保の内容		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業

(単位:人回/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,400	1,300	1,300
確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(5) 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり、その他（在園児対象型を除く）一時預かり）

(単位:人日/年)		令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
幼稚園	量の見込み	0	0	0	0	0	0	
	1号認定の利用		0	0	0	0	0	
	2号認定の利用		0	0	0	0	0	
	確保の内容		0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所	0 0箇所	
その他	量の見込み	125	1,205	1,219	1,123	1,060	1,002	
	確保の内容		保育所	1,205	1,219	1,123	1,060	1,002
			ファミリーサポートセンター	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
			0	0	0	0	0	



(6) 病後児保育事業

(単位:人日/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	63	64	59	55	52
確保の内容	/	0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

(単位:人日/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	89	83	91	98	101
確保の内容	/	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	/	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保の内容	/	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(9) 妊婦健診

(単位:人/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	48 (605回)	45 (567回)	42 (529回)	40 (504回)	38 (478回)	36 (453回)
確保の内容	実施場所	妊婦が希望する医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠 23週：4週間に1回 妊娠 24～35週：2週間に1回 妊娠 36週～分娩：1週間に1回				

(10) 乳児全戸訪問事業

(単位:人/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	42	48	45	42	40	42
確保の内容	実施体制	保健師等(2人)				
	実施機関	役場 福祉健康課				

(11) 養育支援事業

(単位:人/年)	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	2	2	2	2	2
確保の内容	実施体制	保健師等(3人)				
	実施機関	役場 福祉健康課				

基本目標

基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら

(1) 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

- ① 保育サービス及び子育て支援サービスの情報提供
- ② 子育てガイドブックの作成・配布
- ③ 子育て支援ネットワークの形成
- ④ 子育てグループ等への支援
- ⑤ 子育てサポーターの活動の場の拡大
- ⑥ ブックスタート事業

(2) きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

- ① ひとりひとり親家庭等に対する支援体制の充実
- ② 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進
- ③ 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供
- ④ 障害福祉サービスの充実
- ⑤ 障害児保育の充実
- ⑥ 児童虐待防止ネットワーク体制の強化
- ⑦ 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備



基本目標2 健やかに産み育てることができるむら

(1) 子どもや母親の健康の確保

- ① 妊婦保健事業
- ② 両親学級
- ③ 家庭訪問支援事業
- ④ 乳幼児健康診査・健康相談
- ⑤ 乳幼児の歯の健康づくり
- ⑥ 子どもの事故予防のための啓発
- ⑦ 予防接種
- ⑧ ウェルカム事業
- ⑨ 妊婦を対象とした食育事業
- ⑩ 乳児とその保護者を対象とした食育事業
- ⑪ 幼児とその保護者を対象とした食育事業
- ⑫ 保育所・小中学校での食育事業
- ⑬ 地域での食育対策

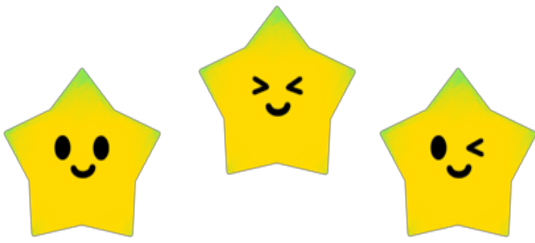
(2) 思春期保健対策の充実

- ① 思春期保健対策
- ② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発
- ③ 心のケアに関する体制の整備

(3) 小児医療の充実

- ① 小児医療の充実
- ② 小児救急医療体制の整備





基本目標3 豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

- ① きめ細かな指導の充実
- ② 外部の人材の協力による学校の活性化
- ③ 子どもの心に響く道徳教育の充実
- ④ 運動部活動への外部指導者の活用
- ⑤ 適切な生活習慣等を身につけるための健康教育の推進
- ⑥ 特色ある学校づくりの推進
- ⑦ 教員の質の向上
- ⑧ 地域と学校の連携による多様な体験活動の推進
- ⑨ 安全管理に関する取り組み
- ⑩ 保育所と小学校の連携体制の構築
- ⑪ 教育環境の整備
- ⑫ 学校における英語教育の推進

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ② 高齢者との世代間交流の推進
- ③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実
- ④ 子どもたちのスポーツ環境の整備
- ⑤ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進
- ⑥ 地域における国際交流の推進
- ⑦ 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実



基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら

(1) 仕事と子育ての両立支援

- ① ワークライフバランスに関する広報・啓発
- ② 育児休業制度の活用促進
- ③ 男女共同参画意識の啓発・広報活動の推進

(2) すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの支援

- ① 交通安全教育の充実
- ② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底
- ③ チャイルドシートの普及促進
- ④ 地域住民による防犯活動
- ⑤ 青少年の非行防止の取り組み
- ⑥ 着衣水泳講習会の開催
- ⑦ 子どもを犯罪等から守るための情報提供
- ⑧ 防犯講習会の実施
- ⑨ 「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動
- ⑩ 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング
- ⑪ 有害環境浄化の推進
- ⑫ 情報モラル教育の推進
- ⑬ 安全な道路交通環境の整備
- ⑭ 公共施設等のバリアフリー化の推進
- ⑮ 「子育てバリアフリーマップ」の作成

計画の推進に向けて



本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を村民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。



(2) 情報提供・周知

本村ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報誌や村のホームページを活用して公開し、村民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や村内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、村民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、富士北麓の周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

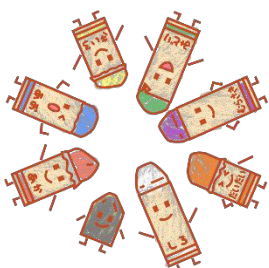
このため、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的に、関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。



第2期 山中湖村 子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

発行 山中湖村



企画・編集 山中湖村 福祉健康課
〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
電話 0555-62-9976 / F A X 0555-62-9981